課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して

中部学院大学大学院
人間福祉学研究科
2025 年 4 月

Ⅰ．申請資格

（１）申請時点において人間福祉学研究科博士課程（後期）（以下、課程と略す）に在学中である者（再入学による在学を含む）。

（２）本学大学院人間福祉学研究科（以下、研究科と略す）に所属する主指導教員の了解を得ていること。

Ⅱ．要件

課程博士学位を申請しようとする大学院生は、以下の（１）、（２）および（３）の要件を満たさなければならない。

（１）学術論文の公表および関連学会における報告

①主題にふさわしい学術誌掲載論文を課程在籍中・在籍前含め２点以上公表していること。このうち１点以上は査読付き論文であること。なお、査読付き論文は、申請者が学位論文提出の水準に達していることをみるためであり、予備審査申請後に、学位論文提出のための条件を満たした査読付き論文であるかを研究科会議にて審議することとする。申請者は、提出する査読論文が学位論文提出の水準に達していることをみるための査読付き論文であるかどうかを、あらかじめ研究科に対して問い合わせることができるものとする。

②主題にふさわしい学術誌掲載論文については、研究の独自性や一貫性を重視し、研究計画書とそれに応じた課程在籍中の指導に基づく研究成果が認められること。

③関連学会における主題に関しての報告が、課程在籍中に１回以上あること。

（２）博士学位論文執筆計画書の提出

課程博士学位を取得しようとする院生は、学位申請に先立って、研究の目的、研究の進捗状況、論文の基本構想、論文完成の見通し等を記した「博士学位論文執筆計画書」を、あらかじめ、予備審査申請の1年前から1か月前までの間に、大学院研究科会議に提出しなければならない。

（３）研究中間報告会における発表

①課程博士学位を取得しようとする大学院生は、大学院研究科会議の定める研究中間報告会において、課程在籍中の年度ごとに1回以上（半期休学の場合は、半期に一回とする）、その構想を発表しなければならない。申請者は、予備審査申請に際して、中間報告会での発表履歴を添付しなければならない（書式自由：休学期間の記載を含む）。

②休学、留年、再入学等により、課程の年限を超えて課程博士学位申請論文を提出しようとする者は、当該論文を提出する年度から遡って2年以内に、大学院研究科会議の定める研究中間報告会において、少なくとも1回以上、その構想を発表しなければならない。

Ⅲ．審査基準履修要項掲載

○論文審査に際しては、以下の基準ⅠからⅣに基づくものとする。

Ⅰ　研究の学問的意義及び独創性

１，「研究の社会的･学術的背景及び学問的意義」

研究の社会的･学術的背景を踏まえ、研究テーマの設定が適切であり、博士論文に値する学問的意義があること。

２，「研究のオリジナリティ」

新たな知見について明確に論述されており、かつ、そこに至るための適切な先行研究レビューや研究方法を踏まえ、当該博士論文の学術的位置づけと意義が明確に記述されていること。

Ⅱ　論文の体系の整合性と一貫性

３，「学術論文としての論理展開・構成形式の適切性」

論文の体系に整合性があり、本文、引用文献、その他の資料等、当該博士論文を構成する諸内容につき、その構成形式が適切であること。また、学術論文としての論理展開が一貫していること。

Ⅲ　論文としての適切性

４，「先行研究の体系的整理」

当該研究テーマについて、先行研究のレビューが適切な内容及び範囲をもつものについて体系的に行われ、十分な考察が行われたうえで、自身の研究テーマがその中に明確に位置づけられていること。

５，「研究方法の適切性」

研究方法、データ解析などが適切であること。また、これらについて、具体的で適切な説明を行うことで、適切な科学的方法論に基づいていることが了解できること。

６，「研究の倫理」

研究倫理について理解し、遵守されていること、及びその点が明確に記述されていること。

７．「記述方法」

博士論文として、書式・注記・文献リストの記述方法などの形式的要件が適切であること。

Ⅳ　残された課題

○口頭試問審査に際しては、以下の基準に基づくものとする。

口頭試問の審査（審査基準）

１，「発表の内容及び方法の適切性」
研究の意義、成果、課題について簡潔にわかりやすく説明できること。

２，「討論への対応の適切性」
口頭試問において、討論への対応が適切であること。

○本学博士学位取得者の要件として、上記を踏まえて、本審査においては、上記 論文審査及び口頭試問審査に加え、最終審査項目についても審査し、最終的な判断を下すものとする。

本学博士学位取得者の要件(最終審査項目)

１，研究課題を科学的に追求する自立した研究能力を有していること。

２，人間福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力を有していること。

３，人間福祉学(社会福祉学及び関係領域)の豊かな学識を有していること。

Ⅳ．審査手続き

（１） 受付期日と審査期間

① 課程博士の学位授与の申請は、博士課程単位取得による退学の日の3ヵ月前までに行うものとする。

② 課程博士の学位授与に関する議決は、下記の予備審査および本審査の審査結果を基に、大学院研究科会議において執り行なう。なお、申請者から予備審査の申請があった日から 6 カ月以内を基準とし、研究科会議において特に認められた場合には、1年以内とすることができる。

③ 大学院研究科長は上記①、②の定めに関わらず、年度ごとの実情に応じて課程博士学位申請論文の受付期日ならびに審査期間を別途定めることができる。

（２） 予備審査

① 予備審査の申請があった場合、研究科長は、申請のあった日から 1 ヶ月以内に、形式要件を満たした書類と学位申請論文とその要旨が研究科に届いたことを大学院研究科会議に報告する。その際、形式要件（学位論文提出のための条件を満たした査読付き論文であるか等を含む）を満たしたことを証明する書類について、その合否を提案し、予備審査申請者に該当するかどうかを審議する。

② 提出された論文（修正された論文及び修正対照表含む）は、上記①以降、全ての審査が終了するまでの間、研究科所属教員の回覧に供す。

③　研究科長の報告に基づき、大学院研究科会議は速やかに、主査（主指導教員）及び2名以上の予備審査委員（副指導教員を含む）を選出する。予備審査委員は本研究科に所属する教員及び必要に応じて非常勤研究指導教員とする。なお、審査委員の選出にあたっては、あらかじめ、研究科長と主査で原案を作成し、研究科会議の議を経て決定することとする。

④　審査委員は論文の審査を行なうとともに、予備審査委員と申請者による予備審査会を開催する。予備審査会の開催日は、当該論文が受理された日から 1 ヶ月以内を目処に、審査委員会の判断により決定する。なお、予備審査会は、学内に限定して公開とし、そこでの座長は、主査が行なうこととする。また、その際の審査のための議論は、審査委員と申請者との質疑を中心にして行なう。予備審査会開催後、速やかに審査委員会を開催し、今後の審査について協議する。

⑤　予備審査委員は、予備審査会が開催された日から1ヶ月以内に、申請論文について上記Ⅲに挙げた評価基準に従って予備審査を行い、合否あるいは審査継続の提案とその理由を記した「課程博士学位申請論文予備審査結果報告書」（個別票）を各自が提出する。なお、当面の間は、副査については、提出は副査の裁量とする。審査委員長（主指導教員）は、審査委員会を必要に応じて開催し、合議に基づいて「課程博士学位申請論文予備審査結果報告書」（総括票）を作成の上、大学院研究科会議にこれを提出し、報告する。なお、審査委員（主指導・副指導含む）は、「本審査申請を可とする」、「本審査申請を否とする」、及び「保留」のすべてにおいて、論文に対して修正加筆の指摘がある場合には、そのことを「審査基準に基づく修正指摘票」に記載し、教務課に提出することとする。研究科会議の本審査に進むことの可否あるいは保留について審議した後に、当該申請者に対して、審査委員長から審査結果と合わせて、「審査基準に基づく修正指摘票」が通知されることとする。

予備審査は、以下のいずれかに該当することを審査委員会は結果を出すこととする。

・「本審査申請を可とする」（誤字脱字等軽微な修正を含む）
・「本審査申請を否とする」
・「保留」（審査委員会から提示された期日までに修正された論文を審査委員会で再審議し結論を出すまでは、可否等の判断を保留する。なお、提出期限の設定は、申し合わせに定められた期間（Ⅳ（１）の②）（申請者から予備審査の申請があった日から6カ月以内を基準とし、研究科会議において特に認められた場合には、1年以内の中で、審査委員会の裁量とする。）

なお、審査委員は、上記①から④のすべてにおいて、教育的な側面も加味しながら、審査基準すべてにそって、審査結果及び指摘事項を審査委員長に提出する(当面の間、副査についてはその提出は、副査の裁量とする)。

申請者は、審査委員会からの指摘事項（各審査委員による審査基準それぞれについての指摘事項）について、修正対照表によって修正点を明確にし、審査委員長から示された提出期限までに、修正論文と修正対照表（各 5 部）を提出することとする。なお、予備審査での申請論文あるいは修正論文、審査委員による修正指摘票、申請者による修正対照表については、新規に本審査に加わった審査委員には、事前に渡し、本審査への新規参加における配慮とする。その場合、事務局保管分の書類一式とし、審査後は、事務局に返却する。

⑥ 予備審査委員の報告を受けて、大学院研究科会議は速やかに本審査申請の可否あるいは保留の判定を行なう。

⑦ 可否の結果は当該大学院研究科会議における審議の終了後、速やかに申請者に通知する。

⑧ 予備審査において「本審査申請否」となった場合、申請者は大学院研究科会議に対し、その理由の説明を求めることができる。

⑨ 申請者は「本審査申請可」の通知を受けた場合、通知日から 2 週間以内に本審査に必要な申請書類を提出しなければならない。

⑩ 大学院研究科会議は、申請者から本審査に必要な書類が提出された日から 1 ヶ月以内に受理の決定を行なう。

⑪ 提出された論文は、大学院研究科会議による受理の決定をもって初めて正式な博士学位申請論文と認められる。

⑫ 大学院研究科長は、上記,①、④、⑤、⑨、⑩等に定められた期日に関わらず、予備審査の過程に関わるあらゆる期日について、年度ごとの事情に応じて別途定めることができる。

（3） 本審査

① 大学院研究科会議は，学位申請論文としての受理を決定した論文に対して、速やかに主査（主指導教員）1 名と副査（副指導教員含む）2 名以上からなる審査委員を選出する。なお、審査委員の選出にあたっては、あらかじめ、研究科長と主査で原案を作成し、研究科会議の議を経て決定することとする。

② 審査委員のうち、副査 1 名については、研究科長または主指導教員が、研究科会議の議を経て、学外の研究者に審査委員を依頼することができる。

審査委員は論文の審査を行なうとともに、公開審査会（学内外に公開・HP にて案内）を開催する。公開審査会の開催日は、当該論文が受理された日から 1 ヶ月以内を目処に、審査委員会の判断により決定する。なお、公開審査での座長は、主査が行なうこととする。また、その際の審査のための議論は、審査委員と申請者との質疑を中心にして行なう。公開審査会開催後、速やかに審査委員会を開催し、今後の審査について協議する。本審査に新規に加わった委員には、予備審査での申請論文ある

いは修正論文、審査委員による修正指摘票、申請者による修正対照表については、事前に渡し、本審査への新規参加における配慮とする。その場合、事務局保管分の書類一式とし、審査後は、事務局に返却する。

③ 提出された論文（修正された論文及び修正対照表含む）は、上記①以降、全ての審査が終了するまでの間、研究科所属教員の回覧に供す。

④ 公開審査会後、審査委員は１ヶ月以内に、申請論文について上記Ⅲに挙げた評価基準に従って本審査を行い、合否あるいは審査継続の提案とその理由を記した「課程博士学位申請論文本審査結果報告書」（個別票）を各自が提出する。なお、当面の間は、副査については、個別票と修正指摘事項の提出について副査の裁量とする。審査委員長は、審査委員会を必要に応じて開催し、審査結果をまとめたうえで、「博士学位論文並びに口頭試問の審査結果」（総括票）を提出する。なお、審査委員（主指導教員・副指導教員含む）は、合格・修正の上合格・審査継続・不合格及び保留のすべてにおいて、論文に対して修正加筆の指摘がある場合には、そのことを「審査基準に基づく修正指摘票」に記載し、教務課に提出することとする。研究科会議の合否及び審査継続の審議を経た後に、当該申請者に対して、審査委員長から審査結果と合わせて、「審査基準に基づく修正指摘票」が通知されることとする。

本審査は、以下のいずれかに該当することを審査委員会は結果を出すこととする。

a「合格」（誤字脱字等軽微な修正を含む）

b 「修正の上、合格」：この場合、1 か月を目途に修正すれば合格に達するとの見通しをもって修正の上「合格」とすることとする。なお、修正内容を確かめたうえで、改めて審査委員会を開き合否等を判断する場合は、e 「保留」として取り扱う。

c「審査継続」：「審査継続」として、修正箇所を指摘する。修正論文提出後、適切に修正されていることを確認のうえ、再度合否を審査する。なお、修正論文の提出期限は、審査委員会が原案を作成し、その期限原案も含めて研究科会議にて審議することとする。この場合、Ⅳ（１）②の「課程博士の学位授与に関する議決は、下記の予備審査および本審査の審査結果を基に、大学院研究科会議において執り行なう。なお、申請者から予備審査の申請があった日から 6 カ月以内を基準とし、研究科会議において特に認められた場合には、1 年以内とすることができる」を考慮する。

d 「不合格」

e 「保留」：審議結果の判断を「保留」（a から d までを含め、様々な場合を想定し、審議結果の判断を、「保留」とする。）なお、「保留」に伴う修正論文の提出がある場合には、提出期限の設定は、申し合わせに定められた期間（Ⅳ（１）の②）の中で、審査委員会の裁量とする。

審査委員は、上記④において、教育的な側面も加味しながら、審査基準すべてにそって、審査結果及び指摘事項を審査委員長に提出する。
申請者は、審査委員会からの指摘事項（各審査委員による審査基準それぞれについての指摘事項）について、修正対照表によって修正点を明確にし、審査委員長から示された提出期限までに、修正論文と修正対照表（各 6 部）を提出することとする。

大学院研究科会議は上記④の報告を聴取し、討議のうえ、速やかに合否、継続審査、保留の判定を行なう。なお、保留あるいは継続審査となった場合、研究科会議における合否の判定にあたっての期限は、申請者から予備審査の申請があった日から 6 カ月以内を基準とし、研究科会議において特に認められた場合には、申請者から予備審査の申請があった日から 1 年以内とすることができる。また、審査継続における修正論文提出後の口頭試問の実施の要否については、審査委員会が合議の上判断し、研究科会議にて報告了承を得るものとする。

⑤ 大学院研究科会議は、本審査で合格と認められた者に対し、課程博士学位の授与について文書をもって学長に報告する。学長は、この報告をもって、学位を授与できると認めた者に対し、学位記を授与する。
⑥ 学位授与の可否は，当該大学院研究科会議における審議の終了後，申請者に対して速やかに通知される。
⑦ 本審査において不合格となった場合、申請者は大学院研究科会議に対し、その理由の説明を求めることができる。
⑧ いったん不合格となった場合、同一の論文での再度の申請は認められない。ただし、書き直した論文での新たな申請を行なうことは可能である。この場合、原則として、予備審査まではさかのぼらず、本審査から申請できることとする。なお、研究科会議において特に認めた場合には、予備審査までさかのぼることがある。
⑨ 申請者から提出された書類に虚偽の記載があった場合、大学院研究科会議は審議に基づいて、申請者に対する学位の授与を取り消すことができる。
⑩ 大学院研究科長は、上記②、④、⑥等に定められた期日に関わらず、本審査の過程に関わるあらゆる期日について、年度ごとの事情に応じて別途定めることができる。

V. 申請書類

（1） 予備審査

① 予備審査申請書（所定用紙） …1 部。
② 学位申請論文 …5 部。（予備審査委員＜3 名ないし 4 名＞用 4 部 ＋ 閲覧（事務局保管）1 部 計 5 部）A4 版で簡易製本したもの（和文横書き 40 字×35～40 行、

片面印刷。注は脚注を基本とする。図表挿入等の形式は自由。表紙には「○○○○年度課程博士学位申請論文」と記した上で、タイトル、所属、学籍番号、申請者氏名、指導教員氏名を明記すること。なお、表紙、抄録、目次、本文、謝辞、参考文献一覧、付図表その他の順に綴じること)。

③ 論文要旨 和文（1200 字以内）および英文（300 語以内） …各５部。学位論文の冒頭において論文と一緒に製本すること。

④ 論文目録 …５部。

⑤ 研究業績一覧および概要 …５部。

⑥ 主題にふさわしい学術誌掲載論文の抜刷２点（うち、１点以上は査読付き論文であること。コピー可。3 点以内。） …各１部。

⑦ 上記学術誌掲載論文の要旨（A4 各論文につき１枚。） …各５部。

⑧ 関連学会において主題に関する報告を行ったことが確認できる書類（各種学会の年次大会プログラムなどのコピー 2 点以内） …各５部。

⑨ 中間報告会での発表履歴（書式自由：休学期間の記載を含む） …各５部。

（２）本審査（予備審査に合格した場合）

① 学位授与申請書（所定用紙） …１部。

② 学位申請論文 …６部。(本審査委員＜５名＞用５部 ＋ 閲覧（事務局保管）1 部計６部）A4 版で簡易製本したもの（和文横書き 40 字×35～40 行、片面印刷。注は脚注を基本とする。図表挿入等の形式は自由。表紙には「○○○○年度課程博士学位申請論文」と記した上で、タイトル、所属、学籍番号、申請者氏名、指導教員氏名を明記すること。なお、表紙、抄録、目次、本文、謝辞、参考文献一覧、付図表その他の順に綴じること)。

③ 論文要旨 和文（1200 字以内）および英文（300 語以内） …各６部。学位論文の冒頭において論文と一緒に製本すること。

※予備審査提出書類において、④～⑨に追加・訂正等があった場合には該当する書類を各必要部数（6 部、⑥のみ各１部）再提出すること。

（３）書類作成上の注意

① 申請書の記述に際しては西暦を使用する.

② 申請書における氏名は戸籍名を用いる。学位記に通称名の使用を希望する場合は,「通称名（戸籍名)」のように併記する。